

おくやみ ハンドブック

杉戸町

2024

杉戸町役場 TEL: 0480-33-1111(代表)



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2024年10月発行

発行: 北葛飾郡杉戸町 編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

大切な思い出の整理をお手伝い

これからの生活をもっと快適に みなさまの想いに寄り添う  よりそい家です

生前
整理

遺品
整理

空家
管理

生前整理

元気なうちに、身の回りの整理を始めませんか？

よりそい家では、生前整理をお勧めしております。
よりそい家では、生前整理とは物だけでなく、
情報や今後のことについても考え、意思表示することと
考えています。
生前整理を元気なうちに行うことで、自分の意思でご家
族に向けての思いを示すことができます。



遺品整理

遺品整理とは亡くなられた方が残した品
を整理する作業のことです。
よりそい家ではご遺族の意思によりそい、
丁寧な対応を心がけています。

空家管理

空家管理とは入居者が居ない
家の総合的管理を行います。
思い出の残る家(空家)の定期点検及び建物
の劣化を防ぐ・不審者の排除などの対応を
させていただきます。



地元の業者で安心できる、
経験豊富な「よりそい家」にお任せください！！

！整理士在籍

！明確な料金

！不用品買取



＼おかげさまで創業50周年／



 よりそい家

運営：富士コントロールグループ
〒349-1103 久喜市栗橋東2-10-21

TEL.0480-52-0255

休業日 日曜、祝日、
夏期休日、年末年始



受付時間 AM8:20～PM6:00 <https://yorisoia.fco.co.jp>

産業廃棄物収集運搬業 埼玉県 第01105068845号 古物商第431290029986 一般社団法人 遺品整理士認定協会所属スタッフ在籍
一般廃棄物の収集運搬は法令に則り行っております。

町役場での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録 印鑑登録	世帯主である方	●世帯主の変更(変更届)		☐	町民課 (住民・戸籍担当)	3
	印鑑登録をしている方	●印鑑登録証(杉戸町民カード)は 廃止されます。		☐	町民課 (住民・戸籍担当)	3
	マイナンバーカード(個人番号カード)	●マイナンバーカード(個人番号カード) は失効されます。		☐	町民課 (住民・戸籍担当)	3
年金	国民年金に加入している方	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		☐	町民課 (国民年金担当)	4
	国民年金を受給している方 (国民年金のみ受給)	●未支給年金の請求		☐	町民課 (国民年金担当)	5
	厚生年金・共済年金を受給している方、 または加入している方	年金事務所または各共済組合に 直接お問い合わせください。		☐	-	5
国民 健康保険	国民健康保険に加入している方	●保険証等の返還 ●葬祭費の支給申請		☐	町民課 (国民健康保険担当)	6
後期高齢者 医療	後期高齢者医療保険に加入している方	●保険証等の返還 ●葬祭費の支給申請		☐	町民課 (後期高齢者医療担当)	6
介護保険	65歳以上 または要介護認定を受けている方	●介護保険資格喪失届の提出		☐	高齢介護課	6
高齢者	高齢者福祉サービスを利用している方	●利用廃止届の提出		☐	高齢介護課	7
バイク 小型特殊 自動車	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有している方	●廃車または名義変更		☐	税務課	7
税金	町民税・県民税を納めている方 固定資産を所有している方 町税の納付(未納がある場合)	●相続人代表者指定届の提出 ●土地・家屋の現所有者変更 ●納税相談(未納がある場合) ●口座振替終了の届出 (口座の登録がある場合)		☐	税務課	7
障がい者 福祉	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 }をお持ちの方	●障害者手帳の返還 ●受給者証等の返還 ●各種手当の資格喪失届の提出 ●埼玉県心身障害者扶養共済制度に関する 手続き(加入者のみ)		☐	福祉課	8
こども	こども医療費 ひとり親家庭等医療費 児童手当	●受給資格証の返還(医療費) ●受給者の変更		☐	子育て支援課	8
	児童扶養手当 特別児童扶養手当	●受給資格喪失届等				
上下水道	上下水道の使用者または所有者	●上下水道の休止 ●上下水道の名義変更 ●お支払い口座の変更		☐	上下水道課 (第一配水場敷地内)	9
ペット	犬を飼っている方	●犬の登録事項の変更届の提出		☐	環境課 (環境センター)	9

町役場以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
町役場以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		☐	さいたま家庭裁判所 越谷支部 ☎048-910-0112
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	杉戸警察署 ☎0480-33-0110
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	さいたま地方法務局 春日部出張所 ☎048-752-2339
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	春日部税務署 ☎048-733-2111
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	軽自動車(四輪)	廃車または名義変更		☐	軽自動車検査協会埼玉事務所 春日部支所 ☎050-3816-3113

町役場での手続き

世帯主である方

世帯主がお亡くなりになった場合は、世帯主が変更になります。

杉戸町では、死亡届が提出された際に、世帯の中での死亡届出人を新しく世帯主に登録しています。別の方を世帯主にしたい場合は、町民課窓口で世帯主変更の届出をお願いします。

手続き・持ち物

●世帯主の変更(変更届)

☐ 世帯主変更手続きに来庁される方の本人確認ができるもの

①運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、旅券など

②「①」を所持していない場合

☐ 健康保険証、介護保険証、診察券などのうち2種類

※新しく世帯主になる方以外が手続きする場合は委任状が必要です。

受付窓口

町民課 住民・戸籍担当 (内線256)

印鑑登録をしている方

印鑑登録をしている方がお亡くなりになった場合は、印鑑登録は廃止されます。

返納を希望される場合は、印鑑登録証(杉戸町民カード)を町民課窓口までお持ちください。

受付窓口

町民課 住民・戸籍担当 (内線254)

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方がお亡くなりになった場合、マイナンバーカード(個人番号カード)は失効されます。相続等の手続きが必要な場合がありますので、返納を希望される場合は、全ての手続きが終わってから返納してください。

受付窓口

町民課 住民・戸籍担当 (内線254)

国民年金に加入している方

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される場合があります。

故人と生計を同じくしていたご遺族が対象です。

保険料納付要件等があり年金事務所で年金記録の確認が必要で、また、下記以外の書類が必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

手続きの際は、請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。

代理人が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

故人について

●遺族基礎年金

- ・国民年金の被保険者
- ・国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった方
- ・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方

●寡婦年金

国民年金第1号被保険者として保険料納付期間(免除期間含む)が10年以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せず亡くなった方

●死亡一時金

国民年金第1号被保険者として保険料納付期間が3年以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せず亡くなった方

ご遺族について

●遺族基礎年金

- ・故人の子のある配偶者 ・故人の子
- ※子とは、18歳到達の年度末までの子、または障害年金1・2級の障害の状態にある20歳未満の子

●寡婦年金

- 故人と10年以上婚姻関係にある妻
- ※妻が60歳から65歳になるまでの間支給
- ※妻が老齢基礎年金を繰上げ受給していない場合に支給

●死亡一時金

- 故人と生計を同じくしていた
- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ※支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受給できません。

手続き・持ち物

●遺族基礎年金の請求

- ☐ 故人の基礎年金番号通知書(年金手帳)
- ☐ 故人と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本 ☐ 請求者の預金通帳
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票 ☐ 故人の住民票除票 ☐ 請求者・子の所得証明書
- ☐ 死亡診断書の写し ☐ 生計同一関係に関する申立書(故人と請求者が別世帯の場合)

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できます。

●寡婦年金の請求

- ☐ 故人の基礎年金番号通知書(年金手帳)
- ☐ 故人と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本 ☐ 請求者の預金通帳
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票 ☐ 故人の住民票除票 ☐ 請求者の所得証明書
- ☐ 生計同一関係に関する申立書(故人と請求者が別世帯の場合)

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できます。

●死亡一時金の請求

- ☐ 故人の基礎年金番号通知書(年金手帳) ☐ 故人と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本
- ☐ 請求者の預金通帳 ☐ 請求者の世帯全員の住民票 ☐ 故人の住民票除票
- ☐ 生計同一関係に関する申立書(故人と請求者が別世帯の場合)

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できます。

受付窓口

町民課 国民年金担当 (内線253・453)

期限

遺族基礎年金・寡婦年金▶亡くなった日から5年以内
死亡一時金▶亡くなった日から2年以内

不動産の名義変更・遺産分割

相続の 専門家

代表司法書士
笹岡 貴城

ささおか司法書士事務所にご相談ください

相続が発生し、初めてのことで誰に何を相談していいかわからず不安な方も多いと思います。

そのようなご相談に耳を傾け、相続専門家の立場から最適なお提案をいたします。皆様のお気持ちに寄り添い、丁寧な対応をいたします。どうぞお気軽にご連絡ください。

お客様からの嬉しいお声

60代
女性

親身に相談にのってくださり
全てお任せできる安心感がありました。

60代
男性

定期的に進み具合を連絡してくれて
その都度相談にものってくれました。

70代
男性

対応が早く、人柄もよかったです。

まずは
お電話ください

この冊子をご覧になった杉戸町内にお住まいの方

杉戸町内出張無料!



ご存じですか?

早めの対応が必要です!

相続登記の
義務化

令和6年(2024年)
4月1日より

不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の「過料」が科される可能性があります。相続が複雑化して対応が難しくなる前に、専門家を通しての正しい登記をおすすめします。

ささおか司法書士事務所ができること

相続登記

遺産分割協議書の作成

相続放棄

など

相続にかかわることは何でもご相談ください。

埼玉県全域対応

相談・見積
無料

ご自宅でのご相談も可能です



ささおか司法書士事務所

TEL 0480-53-7750

〒349-1106 埼玉県久喜市緑1丁目14番9号

info@sasaoka-office.com

受付時間 平日 9:00~18:00
事前予約で時間外・休日にも対応いたします

ホームページはこちら
https://sasaoka-office.com/



国民年金を受給している方(国民年金のみ受給)

故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると未支給年金の請求ができる場合があります。

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他(①～⑥以外の3親等内の親族)

※支給は①～⑦の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受給できません。

下記以外の書類が必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

手続きの際は、請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。

代理人が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

手続き・持ち物

●未支給年金の請求

- ☐ 故人の年金証書 ☐ 故人と請求者の続柄が確認できる戸籍謄(抄)本
- ☐ 請求者の預金通帳 ☐ 請求者の世帯全員の住民票
- ☐ 故人の住民票除票
- ☐ 生計同一関係に関する申立書(故人と請求者が別世帯の場合)

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できます。

受付窓口

町民課 国民年金担当 (内線253・453)

期限

亡くなった日から5年以内

厚生年金・共済年金を受給している方、または加入している方

年金事務所または各共済組合に直接お問い合わせください。

受付窓口

○日本年金機構春日部年金事務所 ☎048-737-7112

○各共済組合

国民健康保険に加入している方

手続き・持ち物

●保険証等の返還

- ☐ 保険証または資格確認書
- ☐ 限度額適用認定証(該当者)
- ☐ 特定疾病療養受療証(該当者)

●葬祭費の支給申請

- ☐ 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- ☐ 葬祭執行者(喪主)の通帳
- ☐ 委任状(葬祭執行者以外の口座に振り込む場合)

受付窓口

町民課 国民健康保険担当 (内線252・454)

期限

葬祭費の支給申請 葬儀を行った日の翌日から2年以内

後期高齢者医療保険に加入している方

手続き・持ち物

●保険証等の返還

- ☐ 保険証または資格確認書
- ☐ 相続人代表者の通帳
- ☐ 相続人代表者の印鑑(認印)

●葬祭費の支給申請

- ☐ 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- ☐ 葬祭執行者(喪主)の通帳

受付窓口

町民課 後期高齢者医療担当 (内線259・456)

期限

葬祭費の支給申請 葬儀を行った日の翌日から2年以内

65歳以上または要介護認定を受けている方

手続き・持ち物

●介護保険資格喪失届の提出

- ☐ 故人の介護保険被保険者証等

受付窓口

高齢介護課 介護保険担当

期限

亡くなった日から14日以内

高齢者福祉サービスを利用している方

緊急通報システム・配食サービス・紙おむつ等支給を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●利用廃止届の提出

受付窓口

高齢介護課 高齢者福祉担当

期限

速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方

必要となる書類については事前にお問い合わせください。

手続き・持ち物

●廃車または名義変更

- ☐ 標識交付証明書
- ☐ ナンバープレート

受付窓口

税務課 町民税担当

期限

相続から15日以内

町民税・県民税を納めている方 / 固定資産を所有している方 / 町税の納付(未納がある場合)

手続き・持ち物

●相続人代表者指定届の提出

- ☐ 相続人代表者指定届

●土地・家屋の現所有者変更

- ☐ 固定資産現所有者申告書
- ☐ 未登記家屋の所有者変更届(該当者のみ)
- ☐ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

●納税相談(未納がある場合)

- ☐ 本人確認書類(相続人代表者)

●口座振替終了の届出(口座の登録がある場合)

受付窓口

税務課 町民税担当・資産税担当・収納担当・徴収担当

期限

速やかに

身体障害者手帳 / 療育手帳 / 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続き・持ち物

● 障害者手帳の返還

- ☐ 手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)

● 受給者証等の返還(重度心身障害者医療費受給者証、福祉サービス受給者証、自立支援医療費受給者証、福祉タクシー利用券又は燃料費利用券)

- ☐ 各種受給者証、利用券
- ☐ 相続人の印鑑(認印)
- ☐ 相続人の預金通帳

● 各種手当の資格喪失届の提出(在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等)

- ☐ 相続人の預金通帳

● 埼玉県心身障害者扶養共済制度に関する手続き(加入者のみ)

※持ち物は特にありませんが、窓口にて書類を記入していただきます。

受付窓口

福祉課 障がい福祉担当

期限

速やかに

こども医療費 / ひとり親家庭等医療費 / 児童手当

受給している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

● 受給資格証の返還(医療費)

● 受給者の変更

※事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

子育て支援課 子育て支援担当

期限

15日以内

児童扶養手当 / 特別児童扶養手当

受給している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

● 受給資格喪失届等

※事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

子育て支援課 子育て支援担当

期限

速やかに

上下水道の使用者または所有者

まずはお電話でご相談ください。(書類の提出が必要になる場合があります。)

手続き・持ち物

●上下水道の休止 ●上下水道の名義変更 ●お支払い口座の変更

□「お客様番号」が分かる水道使用水量等のお知らせ(検針票)などをご用意ください。

(※口座振替依頼書は、金融機関に提出していただくことになります。)

受付窓口

上下水道課 料金収納 ☎0480-37-1232

〒345-0036 杉戸町杉戸1丁目1番1号(第一配水場敷地内)

期限

速やかに

犬を飼っている方

犬の飼い主だった方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●犬の登録事項の変更届の提出

受付窓口

環境課 環境保全担当 ☎38-0401

〒345-0001 杉戸町大字木津内577番地 環境センター

期限

新たに犬の所有者になった方は、30日以内に犬の鑑札を持参して杉戸町環境課まで届出てください。(犬の所在地を町外に移す場合は、杉戸町で交付した犬の鑑札を持参して、新所在地の市役所等で手続きを行ってください。)

久喜市では空き家の活用サポート窓口として連携協定を結んでいます



不動産相続 空き家相談 お任せください



貸したい・売りたい・壊したい など 活用方法をご提案いたします！

ご売却サポート・収益物件建築・店舗開発・駐車場などの選択肢から、
その土地にあった活用方法や、ご希望に適した活用方法をご提案します。

空き家の解体・片付け

建物の老朽化による、倒壊や放火の被害などが
問題になる前に、**不動産買取の場合は荷物や
家具・家電はそのまま**
お片付けの手間はございません。

空き家の再生・リフォーム

当社はリフォーム専門業者と違い、
不動産の流通（売買・賃貸）に精通しています。
リフォーム後の資産価値 まで考えたご提案を
させていただきます。

難しい物件のご売却も

不要なもので溢れた建物や雨漏り・荒れた庭
事故物件など、どのような物件もお力になります。
高く売りたい・早く売りたいのご要望に寄り添います。
借地・借家もご相談ください。

空き家の賃貸

空き家を賃貸物件にしてオーナーになることで、
賃料収入を得ることができます。
当社は**賃貸管理戸数 1400 戸以上、200 名以上の
オーナー様**にお任せいただいております。（2024 年 1 月時点）

まずはお気軽にご相談ください

☎ 0480-26-4568



フジハウジング
すまいの
相談窓口

株式会社 **フジハウジング**

久喜市で創業 40 年
実績ある不動産会社です

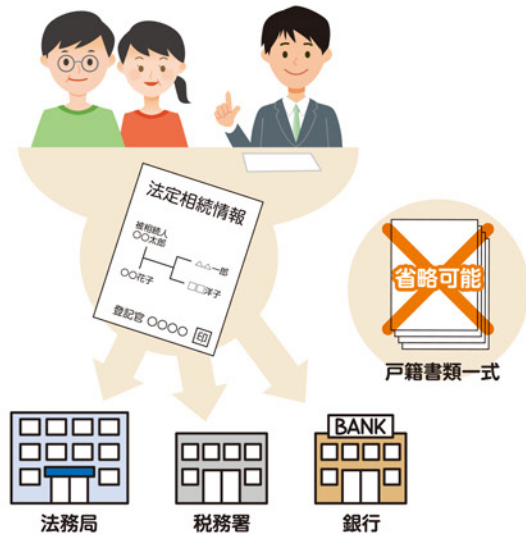
〔住所〕久喜市久喜東 2-4-1 フジタビル
〔営業時間〕9:00～18:00 〔定休日〕水・第 1 木曜日
（公）埼玉県宅地建物取引協会会員 首都圏公正取引協議会加盟 <宅建業許可> 埼玉県知事免許（6）第 18654 号 <建設業許可> 埼玉県知事（特-4）第 61394 号

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、
死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

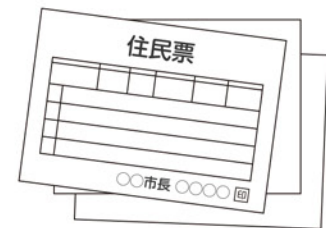
- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

山下行政・労務コンサルティング

山下行政書士事務所



預貯金解約



遺産分割



不動産登記

相続後の手続きは相続・遺言専門行政書士へお任せください
司法書士・税理士と連携しており、全て当事務所で対応いたします

相続後の主な手続き

- ・ 遺言書の有無確認
- ・ 法定相続情報一覧表の作成
- ・ 遺産分割協議書の作成
- ・ 不動産名義の変更登記
- ・ 銀行預金等の解約手続き
- ・ 相続税の申告・納付

まずはお気軽にお電話ください

初回相談無料

電話受付時間 9:00-18:00 (土・日・祝日も受付対応)

☎ : 048-856-9342

山下行政・労務コンサルティング 山下行政書士事務所

代表 特定社会保険労務士・特定行政書士 山下清徳 (幸手市在住)

〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町 3-105 千鳥ビル 5F

E-mail : yamashitaoffice@hb.tpl.jp HP : <http://yamashitaconsulting.com/>



相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

.....

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2

登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3

登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2025年には高齢者の5人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまいます。

本人が判断能力を失った後は、家族であっても本人の代理はできませんので、特に注意が必要です。

成年後見制度

任意後見人と法定後見人

後見人には、任意後見人と法定後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護[※]に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為

備えて
大切ね!



所有者に
判断能力がある時に
定める

任意後見人



所有者に
判断能力がなくなった
後に選任される

法定後見人

後見人が
空き家を売却
できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限られ、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。



遺言

相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。

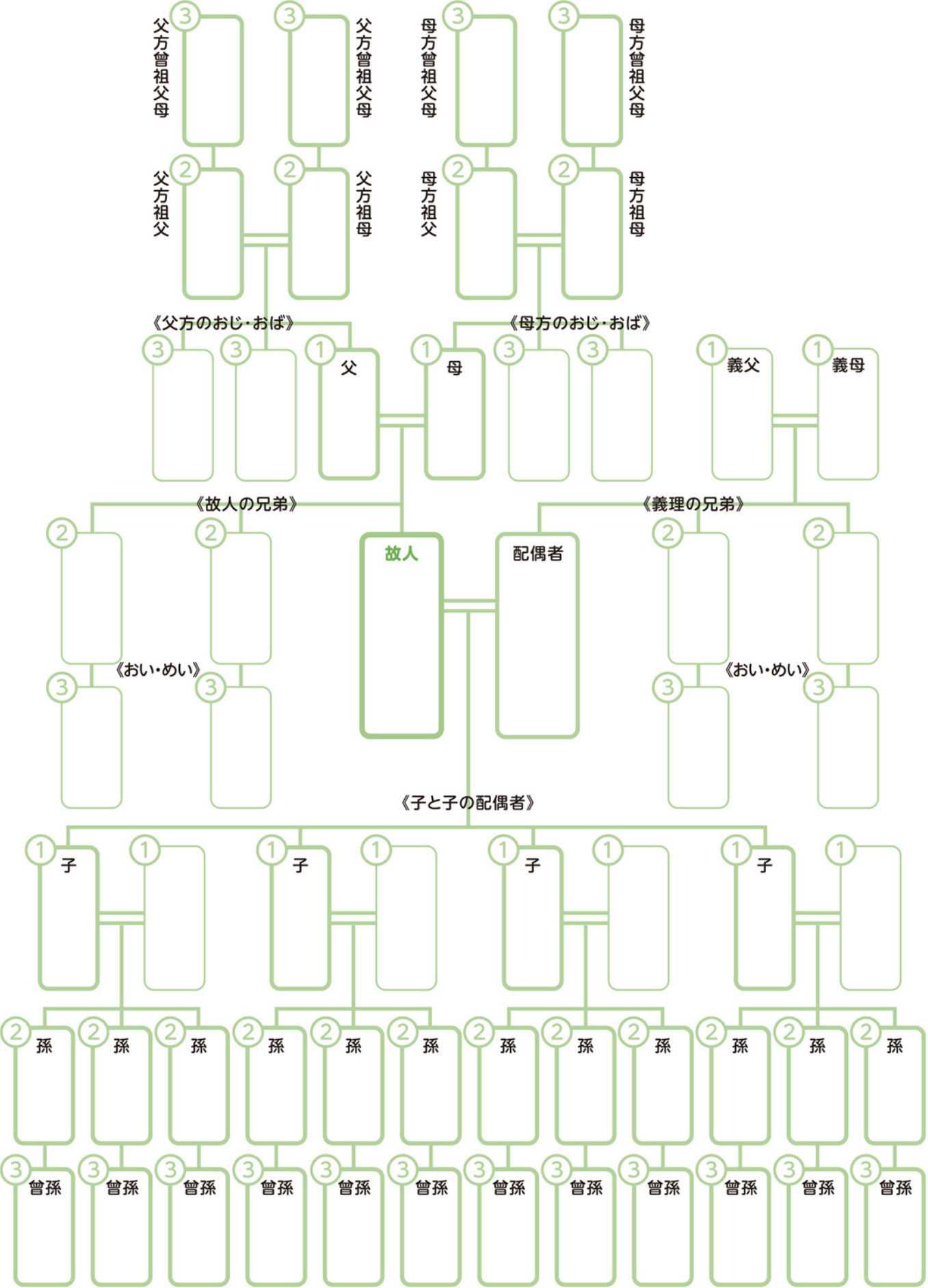


遺言による
相続は
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

家系図

※数字は親等数



相続した／空き家になった

いつかは夢の家づくり
太平ホームのリフォーム

実家をどうする？

快適に住みつづけるために

管理が大変なら

**リフォーム
するか？**

**売却
するか？**

太平ホームの
一棟まるごと**フルリフォーム**
「リバイバルハウス」で**新築同様**
みちがえる！ よみがえる！

建物解体・室内片づけ不要
現況のままで買い取ります
太平ホームの建物でなくても
かまいません

リフォーム・不動産売却 どちらもおまかせください！

太平ホームなら「リフォーム」も
「不動産売却」も**ワンストップ**でOK！



■建設業許可／埼玉県知事(特-4)第36615号
社員保有資格／建築士・施工管理技士・増改築相談員…
■宅地建物取引業許可／埼玉県知事(12)第8089号
社員保有資格／宅地建物取引士・F.P・相続診断士…

委任状

記入例

必ず委任者本人(頼む人)が直筆で記入してください。
委任者本人が記入していない場合や委任内容が不明確など、疑義がある場合は、委任状として認められません。黒のボールペンで記入してください。(書いた文字を消せるボールペンは使用不可)

記入日: 年 月 日

杉戸町長 あて

代理人(代わりに窓口に来る人)

住 所: 杉戸町清地2丁目9番29号

氏 名: 杉戸 太郎

生年月日: 平成 ●● 年 ●● 月 ●● 日

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

転入・転出・住民票(世帯全員、続柄、本籍記載)・●●の出生から死亡までの戸籍謄本の請求及び取得・手続きに関すること

請求の理由: 転入手続き後住民票を会社に提出・相続手続きのため戸籍謄本を銀行へ提出

委任者本人(頼む人)

住 所: 杉戸町杉戸〇丁目〇番〇号

氏 名: 杉戸 花子

生年月日: 昭和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

電話番号: ●●●-●●●●-●●●● ※日中連絡のとれる電話番号

※登録印鑑

【代筆者記入欄】

委任者は、(身体的な理由) ケガにより文字が書けない により自署困難のため、委任者本人の意思を確認し代筆しました。(委任者の本人確認書類も添付します。)

代筆内容に相違なく、一切の責任を負うことを誓約します。代筆者 杉戸 二郎

(代筆の場合は委任者本人の拇印又は押印を、委任者氏名の横に押してください。)

※代理人が、マイナンバーを記載した住民票の写し等を請求される場合は、代理人に直接お渡しできません。
委任者本人の住民登録地へ郵送となります。

※印鑑登録等の申請については、代理人による申請の場合、当日は受付のみとなり、印鑑登録証明書の即日発行はできません。登録したい印鑑を押印し、その印鑑を御持参ください。

※この委任状をコピーしてご記入の上、
提出してください

委任状

必ず委任者本人(頼む人)が直筆で記入してください。
委任者本人が記入していない場合や委任内容が不明確など、疑義がある場合は、委任状として認められません。黒のボールペンで記入してください。(書いた文字を消せるボールペンは使用不可)

記入日: 年 月 日

杉戸町長 あて

代理人(代わりに窓口に来る人)

住 所: _____

氏 名: _____

生年月日: _____ 年 月 日

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

_____の請求及び取得・手続きに関すること

請求の理由: _____

委任者本人(頼む人)

住 所: _____

氏 名: _____

生年月日: _____ 年 月 日

電話番号: _____ ※日中連絡のとれる電話番号

※登録印鑑

【代筆者記入欄】

委任者は、(身体的な理由) _____により自署困難のため、
委任者本人の意思を確認し代筆しました。(委任者の本人確認書類も添付します。)

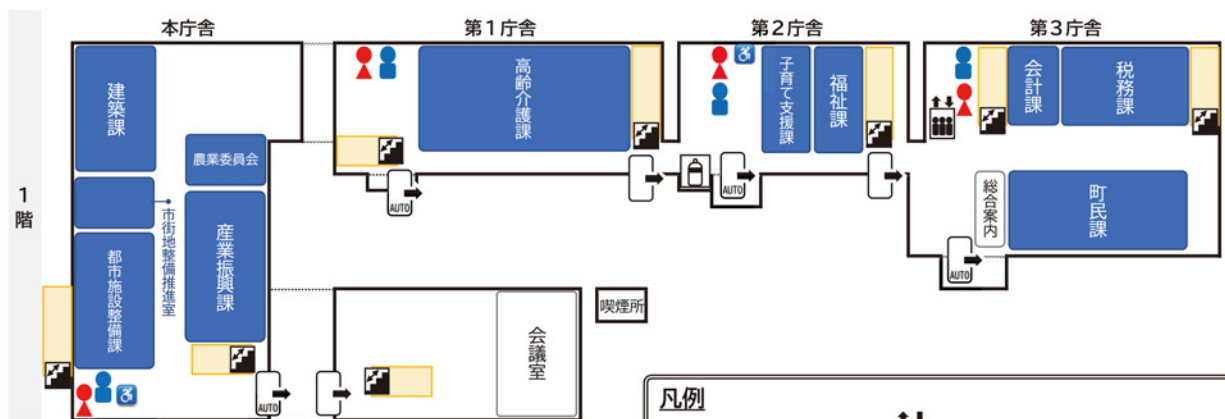
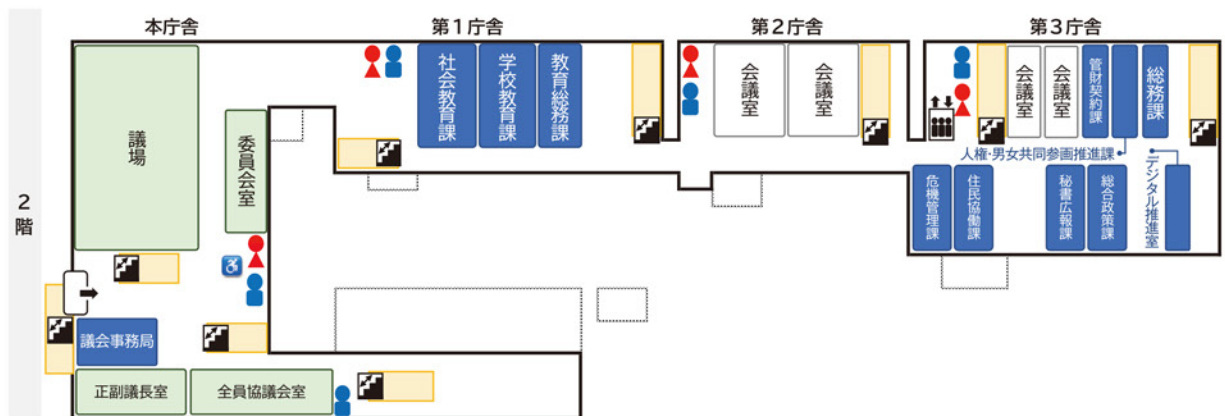
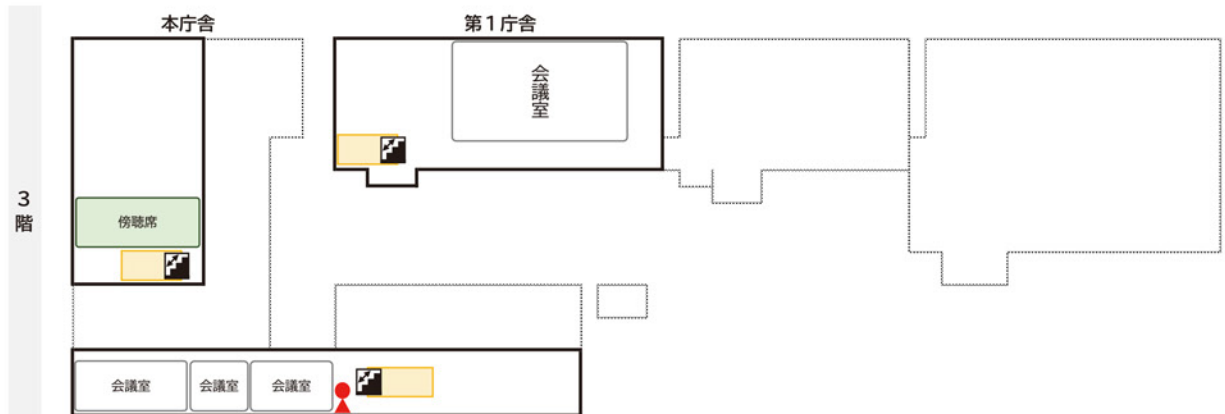
代筆内容に相違なく、一切の責任を負うことを誓約します。 代筆者 _____

(代筆の場合は委任者本人の拇印又は押印を、委任者氏名の横に押してください。)

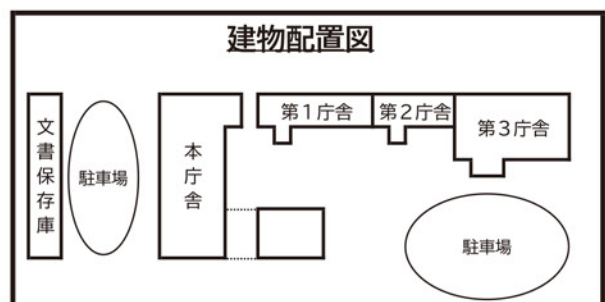
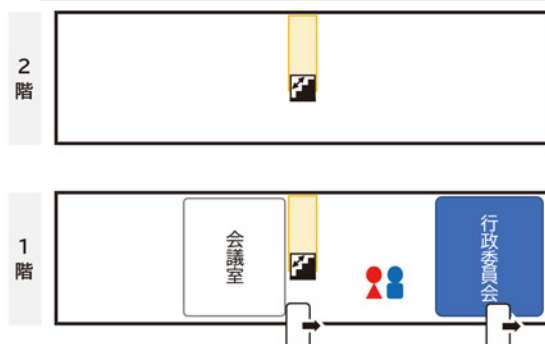
※代理人が、マイナンバーを記載した住民票の写し等を請求される場合は、代理人に直接お渡しできません。
委任者本人の住民登録地へ郵送となります。

※印鑑登録等の申請については、代理人による申請の場合、当日は受付のみとなり、印鑑登録証明書の即日発行はできません。登録したい印鑑を押印し、その印鑑を御持参ください。

杉戸町役場 庁舎案内図 (令和6年10月現在)



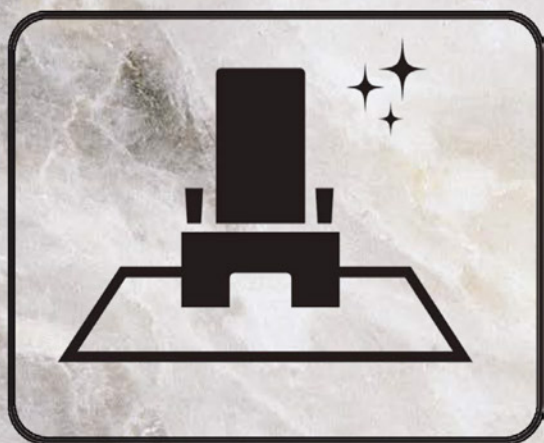
文書保存庫



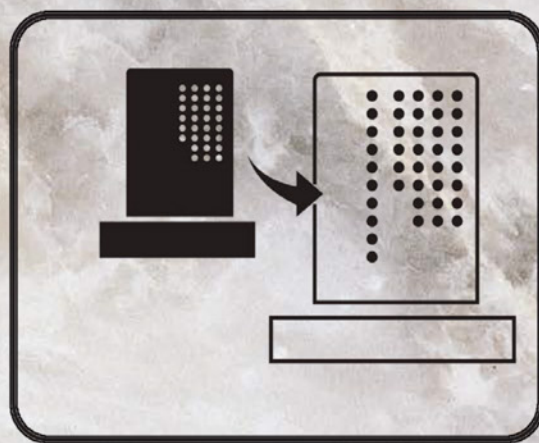
お墓の事で相談ください？

お墓の事って・・・

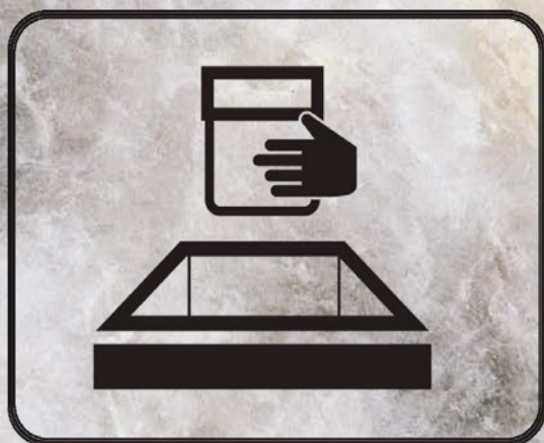
よくわからない



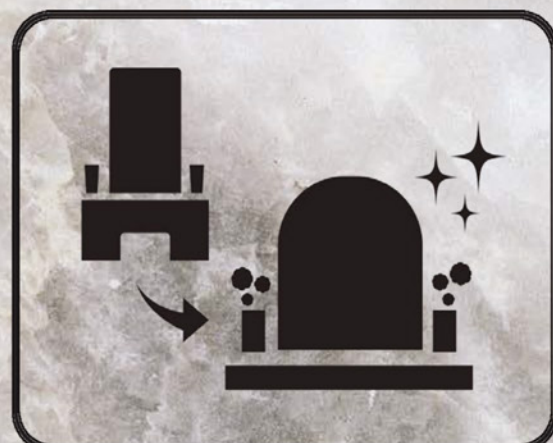
お墓を新しく建てたい



追加で戒名を彫りたい



納骨をしたい



お墓を新しくしたい



仏壇、仏具から墓地、墓石施工まで

有限
会社

石塚石材

創業大正余年よりの信頼と実績

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸3-11-4



0480 (32) 0243

相 続 遺 産 承 継

埼玉県 幸手市

司法書士法人 増田合同事務所

幸せの手と手をつなぐ
お手伝い

相続(遺産承継)のご相談は増田合同事務所にお任せください。

相続のお手続きを一括してお引き受けいたします。



〒340-0115埼玉県幸手市中4丁目10番20号
※幸宮神社内に駐車場のご用意がございます

東武日光線 幸手駅--徒歩7分--当社

お車の場合 幸宮神社内に駐車場のご用意あり

相続業務のご案内

相続手続き(遺産承継業務)とは

相続手続き(遺産承継業務)とは、相続人の方からのご依頼によりお亡くなりになった方の財産(不動産・預貯金・株式など)を相続人へ承継させること。仕事や日々の生活で多忙な方や、歳を重ね思うように体を動かすことのできない方々のご負担を軽減いたします。

安心無料相談

訪問無料相談

「お電話」または「ホームページ」にて
ご予約承っております！

☎ 0480-42-4741
🌐 masuda-godo.jp



「すべての依頼者の方の幸せの一助になる」を理念に、開業以来45年以上にわたり、事務所を運営して参りました。私たちは皆様のあらゆるお悩みにしっかり耳を傾け、適切なアドバイスをいたします。どうぞお気軽にご相談ください。



司法書士法人

増田合同事務所